

新たに消費税課税事業者 (個人事業者) となった方へ

消費税の簡易課税制度を選択するためには、
12月31日までに
「簡易課税制度選択届出書」
を税務署に提出する必要があります。

※簡易課税制度は、前々年の課税売上高が5千万円以下の方が選択できます。

※平成18年から消費税課税事業者となられる方も、「簡易課税制度選択届出書」の提出期限は12月31日となっております。ご注意ください。

問合せ先：阿蘇税務署個人課税部門
Tel 22-0553



平成17年分

公的年金所得者の確定申告説明会

のお知らせ

阿蘇税務署では、次の日程で公的年金所得者を対象に、平成17年分確定申告説明会（申告書作成会）を開催します。

平成17年分からは、公的年金等控除の改正や老年者控除が廃止されています。

対象となる方には、阿蘇税務署から別途通知があります。

対象者：公的年金収入のみの方及び公的年金収入のほか、給与収入のみを有する方で、公的年金から源泉徴収がされている方

持ってくるもの：印鑑、源泉徴収票及び所得控除証明書等

開催日・開催場所：

日にち	時 間	場 所
1月30日 (月)	午前の部：9:00～11:30 午後の部：13:30～16:00	阿蘇市役所 北側別館会議室
1月31日 (火)	午前の部：9:30～11:30 午後の部：13:30～16:00	阿蘇市役所 北側別館会議室
2月1日 (水)	午前の部：9:30～11:30 午後の部：13:30～16:00	農村環境 改善センター

問合せ先:阿蘇税務署個人課税部門 Tel 22-0553

地域で自分らしく生き生きと暮らすために

～熊本県障害者ケア
マネジメントのお知らせ～



生活していくうえで困ったり、悩み事があるけれど……「誰に相談したらいいの?」「どんなサービスがあるの?」と思っている方、市役所福祉課に気軽にご相談下さい。

障害者ケアマネジメント事業とは

障害をお持ちの方が、地域で自分らしく生活するために必要なサービスを一緒に考え、サービス利用のお手伝いをする事業です。

障害者ケアマネジメントの流れ



- ①市役所福祉課に相談。
- ②これからの生活をどのよそれぞれの障害に応じ、うにしたらよいか一緒に考えます。
- ③これからの生活に必要なサービスの手続きを行い、実際にそのサービスを受けていただきます。
- ④利用したサービスがうまくいかなかった場合は、もう一度一緒に考え直します。
- ⑤1人ひとりにあった生活を見つけます。

問合せ先：阿蘇市役所福祉課 (Tel 22-3145)
身体……たちばな園 (Tel 32-2100) 精神…阿蘇やまなみ病院 (Tel 22-0525)
知的…阿蘇くんわの里 (Tel 34-1100)